



# しあわせ便り

第21号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)  
社会保険労務士 門元 隆臣  
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録  
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

## ◆気になるあれこれ「7人の社労士」

先日、公開を楽しみにしていた映画を、関西出張時に劇場で見してきました。その上映前に「7人の社労士 Webで公開中」というお知らせが入っていたのでご紹介します。

お知らせは近畿地方のみのようで、制作は社労士会連合会近畿地域協議会とのことです。働き方改革関連法が2019年4月から順次施行されている中で、表面化する課題解決のヒントを示す内容になっています。会話が関西弁なのが笑えますが、経営者の認識はいささかお粗末と言わざるを得ません。コンテンツは以下の7つです。

- ①**有給休暇の夢**: 年次有給休暇を有効に活用できる社風の会社は、社員が生き生きと仕事に励めます。
- ②**賃金計画の罫**: 業務や業績に見合った賃金・人事制度を整えれば、社員のやる気向上に繋がります。
- ③**長時間労働の罫**: 法律上の届け出も必須ですが、本質は仕事の仕方を効率良くすることです。
- ④**健康経営の得**: 社員が頑張るには、何より心身の健康が大切で、会社の発展には必須の条件です。
- ⑤**採用活動の技**: 人材採用や、その社員を定着させるには、費用を掛ける以外にもコツがあります。
- ⑥**ICT化の導**: 便利なツールが多々あります。必要な物を適切に導入して業務環境の効率化を図る。
- ⑦**外国人雇用の要**: 人件費だけで安易に判断することは危険です。日本人以上の注意が必要です。

これらはいずれも会社にとっては、一見負担になることばかりと考える内容で、社長が「会社なんてやっていけへんのとちゃうか?」というボヤキも顔けてしまいます。しかし、これは「働き方改革」の本質を理解していないことから出てくる言葉なのでしょう。

「働き方改革」の本当の目的は「社員が健康で効率的に働ける労働環境を構築し、生産性を向上(利益を増加)させることで、社員と会社が共に利益を得るWin&Winの関係を作る。」ことです。

働き方改革関連法は、この目的を達成するためのいくつかの手段(目標)であり、その目的を労使で共有し、理解しながら実施しないと、この社長のように会社が一方的に負担を感じるようになってしまいます。

我々社労士は、直接的には社内の規則や制度の整備や、労使間の諸問題の解決のお手伝いをすることで、間接的に働き方改革の目的を達成することが使命です。そういう意味では、この「7人の社労士」はまだ言葉足らずなのかもしれませんね。

「7人の社労士」ご興味のある方は次のURLからご覧ください。

<https://sharoushi-kinkyou.jp/>

スマホ、タブレットはQRコードからでもご覧いただけます。



## お知らせ

去年から施行されている「働き方改革関連法」も中小企業に対する猶予期間が順次終了します。

法律順守だけでなく、会社と社員がWin&Winの関係を作るために、一度真剣に検討してみてもいかがでしょうか?

より良い提案ができる準備をして、ご相談をお待ちしています。

## 2月の総務課ダイアリー

・ 2月10日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.21 しあわせ度急降下



申告期限間近になって慌てないように、会計処理に動しむしあわせさん



ん、これは?... まいっか



なぜ野球選手や有名タレントと同じ税率なのかと、食い入るように税率表を見て、落胆するのも慣例行事です。

